



## 医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えており、受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。上記体制により令和6年6月より医療情報取得加算として以下の点数を算定します。

【健康保険証で資格確認を行なった場合】

【マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合】

初診…医療情報取得加算1：3点（月1回に限る）

再診…医療情報取得加算3：2点（3月に1度限り算定）

【マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合】

【他の医療機関から診療情報提供を受けた場合】

初診…医療情報取得加算2：1点（月1回に限る）

再診…医療情報取得加算4：1点（3月に1度限り算定）

Kukuruきっずクリニック